

第18回白井市放射能汚染対策協議会 会議録（概要）

1. 開催日時 平成28年3月23日（水） 午後3時から午後4時30分まで
2. 開催場所 市役所6階委員会室
3. 出席者 委員 成田会長、東城委員、風間一郎委員、印藤委員、舟野委員、梅田委員、大室委員
 （欠席） 嶋本副会長、林委員、北原委員、最首委員、風間弥生委員
 市 伊澤市長 （事務局） 環境建設部長、環境課長、
 環境保全・放射線対策班3名
4. 傍聴者 3名
5. 議題 ①平成27年度の放射線対策事業の実績について（公開）
 ②平成28年度の放射線対策事業について（公開）
6. 報告 ①ADR進捗状況について
 ②放射能汚染対策協議会の今後について
7. 配布資料 ①平成27年度の放射線対策事業の実績について
 ②平成28年度の放射線対策事業について
8. 議事 以下のとおり

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

平成27年度の放射能対策事業の実績、平成28年度の放射線対策事業についての報告を行った。

（1）平成27年度の放射能対策事業の実績について

事務局

- ・公共施設については、桜台小学校と教職員住宅の2施設の除染を行った。
- ・桜台小学校の除染は、校庭南東端にあった堆積物の線量を測定した結果、 $0.33 \mu\text{Sv/h}$ 測定されたことから除染を行った。その結果、 $0.10 \mu\text{Sv/h}$ まで下がっている。
- ・教職員住宅の除染については、一時的に学童保育として利用することから、事前に敷地内の放射線量を測定した結果、 $0.27 \sim 1.24 \mu\text{Sv/h}$ 測定されたことから除染を行った。その結果 $0.13 \sim 0.17 \mu\text{Sv/h}$ まで下がっている。
- ・これら2件の除染結果は市ホームページで公表している。
- ・戸建て住宅等除染事業については、今年度の新規申し込みはないが、過去に除染を行い、除去土壌を埋設している部分の追加覆土を1件行った。
- ・除染による除去土壌の管理と処分については、除去土壌を仮置き保管している市役所車庫直下の地下水に含まれる放射性物質検査を毎月行っている。3月はまだ行ってないが、2月までで検出はない。

- ・車庫に保管している除去土壌の放射能検査を全 51 袋、47m³ 行い、796～32,400Bq/kg であった。
- ・空間放射線量の測定については、公共施設 142 施設で、年 2 回、けやき台多目的広場のみ毎月の測定を行っている。
結果としては、7月にけやき台多目的広場の 1 地点で、0.24 μ Sv/h であったが、それ以外の地点では、全て 0.23 μ Sv/h 未満であった。
- ・市民への測定器の貸し出しは 35 件。
- ・測定器の校正は 21 台行った。
- ・放射能汚染対策協議会の運営については、今回の協議会が今年度 1 回目の開催。
- ・東京電力への賠償請求等に必要が生じたときの弁護士への相談については、今年度の実績はない。
- ・ホールボディカウンタ受診費助成については、今年度の実績はない。
- ・市内産農産物の放射能検査については、市役所内で毎週 1 回検査を行い、合計 151 検体の検査を行った。その結果は、4月24日にタケノコから 26Bq/kg、5月22日にタケノコから 11 Bq/kg、10月16日にギンナンから 25 Bq/kg 検出された。
- ・市内産農産物の放射能検査については、申し込みを受け市役所内で検査を行い、合計 15 検体の検査を行った。その結果、全検体で検出なし。
- ・私立保育園給食食材の放射能検査については、市役所内で毎週 1 回検査を行い、合計 205 検体の検査を行った。その結果、全検体で検出なし。
- ・小中学校の給食食材の放射能検査については、市役所内で毎週 1 回検査を行い、合計 383 検体の検査を行った。その結果、2月29日に他県産シメジから 12Bq/kg の検出があった。現在は再検査を行い、検出されなかったことから使用を再開している。
- ・学校プール水等の検査については、プール溜まり水や底泥等の検査を行った。その結果、底泥からは 27～142Bq/kg 検出された。プール溜まり水や遊泳用水については、全て検出無なし。
白井中学校、南山中学校については、プールの老朽化により自校のプールを使って水泳指導を行っていないが、校庭等の散水に利用しているため、安全確認のため、溜まり水の検査を行い、その結果検出なし。
- ・市民プールの放射能検査については、遊泳用水の検査を、6月26日と8月11日に行い、2回とも検出なし。
- ・下水汚泥中の放射能検査については、1月15日に検査を行い、検出なし。

(2) 平成 28 年度の放射能対策事業について

事務局

- ・公共施設、戸建て住宅等の除染及び支援について、公共施設はモニタリング等によって高線量箇所が発見された場合に局所的な除染を行う。
- ・戸建て住宅等の除染は、申し込みに基づき行う。
- ・その他、土地所有者、自治会等への支援については、引き続き申し出に基づき対応していく。

- ・除染による除去土壌の管理と処分について、車庫に保管している土壌については、今年度と同様に、保管土壌の周囲の空間線量の測定は毎週1回、地下水中の放射能検査は毎月1回、土壌中の放射能検査は年1回、それぞれ行う。
- ・民有地に保管している除去土壌については、保管が長期化していることから、平成28年度は民有地から市役所車庫仮置き場に回収移動を行う。
- ・民有地の除去土壌については、環境省の考え方にに基づき3年程度とし、処分の基準ができ次第回収することとしてきたが、未だに処分基準を定める省令は公布されず、今後の見通しも立っていない。
現在、保管開始から3年を過ぎたものもあり、保管が長期化し、民有地において158箇所、約46m³の保管をお願いしている。
車庫内に搬入した土壌の最終的な処分については、基準が示され次第行う。
- ・空間線量の測定については、公共施設142施設の定期測定を今年度と同様に、年2回、けやき台多目的広場のみ毎月行い、結果は市ホームページで公表する。
測定器の貸し出し、測定器の校正についても今年度と同様に行う。
- ・市民持込食材の検査は、5月までは現行通り職員による測定を行うが、現在、申込数が減少していることから、検査体制の適正化を図り、6月以降は申し込みの都度、委託により測定を行う。
- ・市内産農産物の検査、小中学校給食食材の検査、私立保育園給食食材の検査についても、今年度と同様に、毎週1回の検査を行う。
- ・学校プール水の検査については、溜まり水、底泥の検査を行い、市ホームページで結果を公表。
- ・市民プールの検査については、遊泳用水の検査を年2回行う。
- ・下水汚泥の検査については、今年度と同様に行う。

委員
事務局

27年度も含めて質問だが、学校等の除去土壌の管理はどうなっているか。
定期測定の測定地点としてあるため、管理は出来ている。

委員
事務局

民有地の土壌を移動させるとあるが、車庫内に入りきるのか。
民有地に保管している土壌は、現在車庫内に保管している土壌とほぼ同量のため、2段積みにする形で入りきる。

委員
事務局

公共施設は回収の対象とはならないのか。
来年度においては、公共施設は回収対象として考えていない。

委員
事務局

桜台小学校、教職員住宅の除染を行い、除染後に下がったことを確認しているが、その後の経過観察はどうなっているのか。線量が高くなっているといことは、比較的放射性物質がたまりやすい場所だと思われるため、そういうところは何か月おきに1回とかの測定も必要ではないか。
桜台小学校については、人工的に土を盛られたような形状であり、そこを測定したところ、0.33という数値であったため除染を行った。自然に発生したものでは

	<p>ないと思われ、その後の測定で下がっていたため、それ以降の測定は行っていない。</p> <p>教職員住宅については、過去に住民の方が除染を行い、そこに埋めたものが、年数がたち、窪地となっていたりして線量が高くなっていたと思われる。学童保育として利用していた期間については、毎月測定を行い、$0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満であることは確認している。現在は公共施設として扱っていないため測定は行っていない。</p>
<p>委員</p>	<p>今後長い間測定していないところで、子どもたちが利用するようなところは、子供たちが利用する前に線量の確認をしてほしい。けやき台多目的広場については、毎月測定するとのことだが、窪地になっていて、放射性物質が集まりやすいところであると思うため、今後もお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>保管場所について、国が最終保管場所を定めていない状況だが、福島第一原子力発電所の近く等の将来的に線量が下がる見込みが無いところにすべきではないか。国の動きを待つだけではなく、住民（市民）とともに、他の自治体も巻き込み国に要望等していくべきではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市としても国の対応を待っているだけではない。要望等は行っている。環境省の担当者と話をする機会においても、強く要望している。ただし、除去土壌についての事情は、各自治体で様々であり、全体を巻き込む動きは難しいため、行っていない。</p>
<p>委員</p>	<p>除去土壌の放射性物質検査について、51 検体行っているとあるが、それは全て行っているということなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1m³ のフレコンバクが 51 袋あり、1 袋 1 検体として、51 検体の検査を行った。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>一番低いので 796 Bq/kg とあるが、これは保管する必要があるのか</p> <p>除去土壌については、指定廃棄物とは扱いが違い、放射能濃度に関係なく保管する必要がある。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>線量が低いところを除染したものも入ったりしているのか。</p> <p>796Bq/kg というのは今年度の話であり、平均で言うと、平成 25 年度は 12,190Bq/kg、平成 26 年度は 10,074 Bq/kg、平成 27 年度は 9,191Bq/kg であった。もともと高かったものが、経年変化で低くなっているという状況。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>空間線量はどこで測っているのか。</p> <p>土壌保管箇所の周囲 4 方向でバリケードで隔離をとり、そこで測定している。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>どこから集めてきた土か把握はしているのか。</p> <p>収集元は把握している。袋ごとに番号を付けて管理をしている。</p>

<p>委員 事務局</p>	<p>民有地の土壌を回収するとあるが、今後民有地で除染したものは即日運び出すことになるのか。若しくはそこから3年間現地で保管することになるのか。</p> <p>現在民有地に保管しているものは、期間にかかわらず全て回収することとしている。今後の除染によって発生するものについては、できるだけ除去土壌が発生しない方法での除染を行うようにするが、除去土壌が発生した場合は現地保管は出来ないと考えている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>フレコンバックの寿命が3年程度と聞いているがどうなっているか。</p> <p>車庫に保管しているものについては、日光に当たったりしないため、良い状態を保っている。民有地で地上保管しているものの中には土嚢袋で保管しているものもあるが、昨年度、民有地保管のものについては全て点検し、土のう袋が劣化していたものについては、全て交換済みである。</p>
<p>4. 報告</p>	
<p>(1) ADR進捗状況について</p>	
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年3月27日に除染費用や各種測定費用等、321,341,980円の申し立てを行った。昨年10月に紛争解決センターから事業内容の詳細について照会があり、12月に回答し、現在同センターが内容の審査を行っている。 <p>今後の予定については、現在のところ未定。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>3億の赤字があるとのことだが、これはADRの方では具体的な説明が無いのか。内容の審査に時間がかかっているものである。他の事例を見てもかなり時間はかかる手続きであると考えている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>測定は全て5cmの高さで行うということなのか。</p> <p>除染実施計画で定めたルールにのっとって行っていく予定である。</p>
<p>委員</p>	<p>国の測定高さの決め方については疑問がある。これによって無駄な費用がかかっているのではないか。これらについて、自治体は国にきちんと意見をしてほしい。</p>
<p>(2) 放射能汚染対策協議会の今後について</p>	
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会は、福島第一原子力発電所事故に伴う放射線の影響という個別の問題に速やかに対応するために設けた協議会である。 <p>市では除染実施計画に基づき除染を勧め、同計画も平成26年度をもって完了し、議題も減少していることから、現委員の任期が終了する今月末で、本協議会を終了とする。</p>

	<p>しかし、放射線に対する市民の不安は完全に払拭されたとはいえず、平成 28 年度についても、議題（2）のとおり、市では検査や測定などの事業を継続していくこととしている。</p> <p>これらのことから、新年度以降についても、必要が生じた場合には、放射線対策に関する市民との情報共有及び連携の場を設ける予定としている。</p>
委員	<p>今ホットスポットの自治体で問題となっているエコー検査について、市はどう考えているのか。</p>
事務局	<p>甲状腺エコー検査については、市としては福島県民健康調査や国の動向等を注視していく。</p>
委員	<p>福島県民健康調査が「放射線による影響があるとは考えにくい」と評価しており、「影響がない」と断定していない点を慎重に受け止めてほしい。</p>
	<p>5. その他</p>
事務局	<p>・現在の環境課の組織体制は、昨年 4 月 1 日より、これまで放射線関係業務を専門に行っていた放射線対策室が、組織の見直しにより、環境課内の環境保全班と統合し、環境保全・放射線対策班となった。</p> <p>放射線対策業務は、環境保全・放射線対策班所管の業務として、引き続き行っていくこととなった。</p>
	<p>6. 閉 会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>